

消防救急デジタル携帯無線機購入仕様書

令和7年度
周南市消防本部

第一章 総 則

1 目的

本仕様書は、周南市消防本部が購入する消防救急デジタル携帯無線機について必要な事項を定める。

2 件名

消防救急デジタル携帯無線機購入

3 品名及び数量

消防救急デジタル携帯無線機 18 機

4 納入期限

令和 8 年 2 月 20 日

5 納入場所

周南市消防本部

6 法令・規格等の遵守

本仕様書に定めるもののほか、以下の関係法令等に準拠すること。

- (1) 電波法及び同法関係規則
- (2) 消防救急デジタル無線共通仕様書第 1 版（平成 21 年 9 月）
- (3) 緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムのうち、消防救急デジタル無線通信システムに係るものの仕様を定める件（平成 21 年 6 月 4 日消防庁告示第 13 号）
- (4) 消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成 14 年 4 月 1 日消防消第 69 号）
- (5) その他関係法令、基準及び規格等

7 検収

納入検収は外観・機能検査、付属品等の検査及び免許状の確認等を行う。

8 契約の履行

本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる装置の単体・総合調整までとする。

9 特記事項

発注者と協議、調整のうえ、下記の事項を行うこと。

- (1) 発注者が指定する周波数及びチャンネルの設定、呼出し名称の表示設定など、消防救急デジタル携帯無線機の使用に必要な各種設定を行うこと。

- (2) 無線免許申請手続きを行うこと。(機器更新による申請)
ただし、免許申請にかかる印紙代は別途発注者が支払うものとする。
手続き完了後に無線免許申請書の写し及び無線免許状を発注者へ提出すること。
- (3) 機器取扱説明書、試験成績書及びその他発注者が必要と認める書類を提出すること。

10 保証

受注者又は製造者の責任に起因する破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取り替えるものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書に記載のない細部事項又は疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定する。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも機能、性能上又は本製作の完了上当然必要と認められる事項については、全て受注者の責任において、運用に支障が生じないように配慮する。
- (3) 本仕様書に関する訴訟等は発注者所在地の地域を管轄する裁判所とする。

第二章 機能仕様

1 機能

- (1) 使用周波数帯域は 260MHz 帯とし複数チャンネルが実装可能なこと。
- (2) 通信方式は 1 波単信及び 2 波単信方式に対応していること。
- (3) 受信音量調節及びチャンネル切替えは、特別な操作無く容易に行えるものとする。
- (4) 通話は、スピーカマイク接続時にはスピーカマイクで行え、スピーカマイク非接続時には本体内蔵のマイク／スピーカ及び本体側面のプレスボタンにより本体でも通話ができること。
- (5) 急速充電器は据え置き型とし、専用バッテリーを無線機本体に装着した状態、専用バッテリー単独及び専用バッテリーを装着してベルトクリップを無線機本体に装着した状態でも充電できること。また、急速充電器の LED で充電中・充電完了の各状態が確認できること。
- (6) チャンネルスキャン機能を有し、基地局波及び移動局波に対して同期が確立した受信チャンネルに切り替えることが可能なこと。

(7) 消防活動全般で、防火衣等に装着して使用できること。

2 構造

- (1) 携帯無線機、電池部及び空中線で構成すること。
- (2) 携帯無線機本体に落下防止等のためのベルトクリップを取り付けられること。
- (3) 装置本体にはスピーカを内蔵するとともに、外部にスピーカマイクを接続できること。スピーカマイクも無線機本体と同様にベルトクリップが取り付けられること。
- (4) 無線機本体、バッテリー及び防塵型スピーカマイクは、IP67（JIS保護等級 7 防浸型：JIS - C - 0920 規格相当）相当以上の防水・防塵性能を有すること。

3 規格

(1) 仕様

- ア 送信出力：1W以上（+20%、-50%）
- イ 電源電圧：AC100V±10%（充電器）
- ウ 送信周波数：264MHz～266MHz
- エ 受信周波数：273MHz～275MHz（対基地局）
264MHz～266MHz（対移動局）
- オ アクセス方式：SCPC方式
- カ 無線変調方式： $\pi/4$ シフトQPSK方式

4 機器構成

(1) 本体 1式

（付属品：アンテナ、急速充電器、ACアダプタ、バッテリーパック、防水型スピーカマイク、ベルトクリップ、保護ケース、ストラップ、肩掛けベルト、イヤホン及び装着マウント）

(2) 取扱説明書 1式

(3) 識別信号（呼出名称）の表示

無線機本体及びスピーカマイク部の見やすい位置にそれぞれの呼出し名称を表示すること。